

**営業時間短縮要請協力金【大規模施設等】に係る
申請受付を7月15日（木）から開始します**

県では、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う「まん延防止等重点措置」の適用等に伴い、令和3年5月16日（日）から6月13日（日）までの間、重点措置区域（※）における大規模施設等の皆様へ新型インフルエンザ等特別措置法第24条第9項に基づく営業時間の短縮等を要請しました。

本要請に係る大規模施設等の皆様への協力金の申請受付を7月15日（木）から開始します。

※重点措置区域…10市町（前橋市、高崎市、伊勢崎市、太田市、沼田市、渋川市、藤岡市、富岡市、安中市、玉村町）

1 申請受付期間

令和3年7月15日（木）～8月20日（金）

2 申請方法等

(1) オンライン

- ・ポータルサイト（https://www.pref.gunma.jp/07/ct01_00012.html）から申し込み（7月15日（木）午前9時受付開始）



(2) 郵送

- ・簡易書留など郵送物の追跡ができる方法で、以下申請先へ郵送（8月20日（金）消印有効）

（申請先）

〒371-0847

前橋市大友町3-24-1 ホテル123前橋マーキュリー

「群馬県感染症対策営業時間短縮要請協力金（大規模施設）事務局」あて

(3) 申請書配布期間・配布場所

- ・配布期間：令和3年7月8日（木）～8月20日（金）
- ・配布場所：行政県税事務所、市役所・町村役場、商工会議所・商工会

3 相談窓口【飲食店・大規模施設等】（電話対応のみ）

名称：群馬県感染症対策営業時間短縮要請協力金コールセンター

受付時間：午前9時から午後5時まで（平日・土日祝日）

電話：0570-077-370